

環太平洋産業連関分析学会 シニア会員規定

2018年11月3日制定

2022年10月29日改定

(目的)

第1条

この規定は、学会細則第2条に基づき、シニア会員となる者の資格及びシニア会員が守るべき事項に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(シニア会員の資格)

第2条

1. シニア会員の資格は、65歳以上で常勤職に就いていない者で、シニア会員になることを申し出た者に対して、資格条件を満たしていることを運営委員会が確認した場合に認められる。
2. 当該年度の5月末日までに申し出た者に対しては、当該年度からの適用となるが、それ以降は翌年度からの適用とする。

(シニア会員の権利)

第3条

シニア会員は次の権利を有する

1. 総会議決権
2. 副会長選挙権
3. 和文学会誌への投稿の権利
4. その他、別に定める諸権利

(シニア会員の義務)

第4条

1. シニア会員の年会費は5,000円とする。
2. シニア会員は、年会費を当該年度の3月31日までに納入しなければならない。
3. シニア会員は、入会申込書の記載事項に変更があった場合には、速やかに届け出なければならない。

(シニア会員の退会)

第5条

シニア会員は、退会届を会長に提出することにより退会することができる。ただし、当該

年度までの未納会費がある場合は、未納会費を納めなければならない。また、4月1日以降新年度に入って退会届を提出する場合には、新年度分の会費を支払わなければならない。

(シニア会員の権利制限、及び資格喪失)

第6条

1. 年会費納入の督促を受けたシニア会員は、一定の猶予期間後にシニア会員としての権利を一時停止する。
2. シニア会員の年会費未納期間が長期にわたる場合、当該シニア会員は資格を喪失する。

(シニア会員の再入会)

第7条

1. 退会したシニア会員は、当該年度の年会費を納入し、運営委員会で認められた場合、改めて入会することができる。
2. 年会費未納により資格を喪失したシニア会員は、未納会費を納入し、運営委員会で認められた場合、改めて入会することができる。

(個人情報の取り扱い)

第8条

本会は、提供された会員の個人情報を、学会の運営上必要な目的以外の目的には一切利用しないものとする。また、事務局以外の第三者への提供・開示も行わない。

以上